

仁 議 号
平成26年3月19日

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
代表 弁護士 佐藤 哲之 様

仁木町議会議長 山下 敏



意見書の審議結果について（通知）

平成26年3月11日付で要請のありました意見書について、平成26年第1回仁木町議会定例会（平成26年3月7日開会）において、審議の結果、願意妥当と認め、採択となりましたので、通知いたします。

なお、この結果に基づき、3月18日付をもって、別添意見書を関係機関に送付しましたことを申し添えます。

記

■件 名 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

（議会事務局）



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国は肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

よって、国及び政府に対し、肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であることから、次の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

北海道仁木町議会議員 山下 敏 二

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

仁 議 号
平成26年3月19日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団
副団長 高橋元一様

仁木町議会議長 山下敏



意見書の審議結果について（通知）

平成26年3月11日付で要請のありました意見書について、平成26年第1回仁木町議会定例会（平成26年3月7日開会）において、審議の結果、願意妥当と認め、採択となりましたので、通知いたします。

なお、この結果に基づき、3月18日付をもって、別添意見書を関係機関に送付しましたことを申し添えます。

記

■件名 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

(議会事務局)



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国は肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

よって、国及び政府に対し、肝硬変・肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であることから、次の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

北海道仁木町議会議長 山下 敏 二

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

0600042

札幌市中央区大通西12丁目ウエスト12ビル4階

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団事務局

御中



★ 仁木町

T 048-2492
北海道余市郡仁木町西町1丁目36番地1
FAX (0135)32-2700
TEL (直通) 議会事務局 32-3954

URL <http://www.town.miki.hokkaido.jp>

(平成 年 月 日 課)